

社労士法人 大竹事務所通信

平成 31 年 2 月 (Vol. 147)



ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://www.e-jinji.jp/> ・ <http://osaka-otake.com/>

「勤務間インターバル制度」普及率 10% 目標へ～厚労省報告書

◆「働き方改革実行計画」に基づき検討

厚生労働省は先月 21 日、「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」の報告書を公表しました。この検討会は、平成 29 年 5 月から平成 30 年 12 月までに 5 回にわたり開催され、勤務間インターバル制度の導入メリットや課題、普及に向けた取組みなどについて検討されてきたものです。

◆導入の意義と導入に向けた課題・プロセス・事例を紹介

報告書ではポイントとして、①「勤務間インターバル制度」は、労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために重要な制度であること、②制度の普及に向けた課題として、制度の認知度が低いことや中小企業等が導入する際の手順が分からないことが挙げられること、③普及促進に向けて、検討会報告書の別添の「勤務間インターバル制度導入に向けたポイント」や導入事例集の周知、助成金による支援を進めていくことが重要であること——を示し、以下のような点についてまとめています。

《導入によるメリット》

- ①健康維持に向けた睡眠時間の確保につながる
- ②生活時間の確保によりワークライフバランスの実現に資する
- ③魅力ある職場づくりにより人材確保・定着につながる
- ④企業の利益率や生産性を高める可能性が考えられる

《普及に向けた課題》

- ①制度の認知度が低い
- ②制度導入の手順がわからない
- ③就業規則の整備等に係る経費負担
- ④突発的な業務が発生した際の代替要員の確保

《普及に向けた取組み》

- ①導入事例集を活用し、行政機関、地域の関係団体等と連携して制度の周知を行う
- ②制度導入の手順をまとめた「導入に向けポイント」を参考に、さらなる導入促進を図る
- ③助成金による導入支援、労務管理の専門家による相談支援を実施する
- ④関係省庁が連携を図りながら、取引環境の改善に向けた取組みを一層推進する

報告書ではこのほか、制度導入までのプロセスを示すとともに、導入に当たって参考となるよう、20 の導入企業例を掲載しています。

◆2020 年までに導入企業 10%へ

政府は、制度の導入の予定も検討もしていない企業が 89.1%にのぼり（平成 30 年就労条件総合調査）、その理由として「当該制度を知らなかったため」が 29.9%となっていることから、認知度の向上に向けた取組みを推進し、2018 年 1 月 1 日現在で 1.8%にとどまっている導入企業の割合を、2020 年までに 10%以上とする目標を掲げています。

【厚生労働省「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」報告書(PDF)】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000462016.pdf>

「毎月勤労統計」不適切調査で過少給付 延べ 1,973 万人、567 億円

◆昨年 12 月に発覚、2004 年から

厚生労働省の「毎月勤労統計」の調査手法が誤っていたことが失業給付などの過小給付につながったとして、大きな問題になっています。

毎月勤労統計は、従業員の給与の変化などを把握する目的で実施されています。調査対象は、全国の従業員 5 人以上の事業所。5～499 人の事業所は無作為に抽出し、500 人以上の事業所はすべてで、合わせて約 3 万 3,000 事業所となります。

厚生労働省は、調査を都道府県を通じて実施していますが、15 年前の 2004 年から、東京都内の従業員 500 人以上の事業所については 3 分の 1 程度しか調査していませんでした。その理由や調査した事業所の選び方は明らかにされていません。

問題が発覚したきっかけは、昨年 12 月、厚生労働省の担当職員が総務省の統計委員会の打合せで「東京以外の地域でも従業員 500 人以上の事業所について抽出調査を実施したい」と発言したことだとされています。これにより重大なルール違反だとの声が上がリ、問題が表面化しました。

◆雇用保険や労災保険で過小給付

規模の大きな事業所は給付水準が高い傾向にあります。このため、多くの事業所を調査していなかったことで、統計の平均給与額が本来よりも低く算出されました。この統計結果が雇用保険や労災保険を給付する際の算定根拠になっていることから、給付水準が押し下げられてしまいました。担当職員らは不適切な調査と認識しながら、組織全体で情報を共有していませんでした。

過少給付の対象者は延べ 1,973 人で、総額は 537.5 億円に上ります。政府は、過少給付のあったすべての対象者に不足分の追加給付を行います。

厚生労働省によると、過少給付で最も多かったのは、失業などの雇用保険で、延べ約 1,900 万人に計約 280 億円。休業補償などの労災保険でも延べ約 72 万人に計約 241.5 億円となりました。ほかに、船員保険で約 1 万人に計約 16 億円の過少支給がありました。追加給付

の 1 人当たりの平均額は、雇用保険で約 1,400 円で、労災保険の年金給付では約 9 万円に上ります。

国庫負担分の積み増しのため、政府は平成 31 年度予算案の閣議決定をやり直します。

根本厚生労働大臣は記者会見し、「極めて遺憾であり、国民の皆様にご迷惑をおかけしたことを心よりおわび申し上げます」と謝罪。国の統計制度を所管する石田真敏総務相は会見で「再発防止に向け、具体策を検討するよう事務方に指示した」と述べました。

「過半数代表」に注意！ ～労働政策研究・研修機構の調査より

◆労使協定と過半数代表

労働組合の組織率は年々低下傾向にあるようですが、働き方改革法の成立・施行に伴い、労使協定の重要性が増す中、「過半数代表」については注意が必要です。36 協定等の労使協定を締結する場合は、その都度、過半数組合か、過半数組合がない場合は過半数代表者との書面による協定が必要ですが、この度、「過半数労働組合および過半数代表者に関する調査」（独）労働政策研究・研修機構）の結果が公表されました。

◆「労働組合は 1 つ」が 9 割以上

この調査に回答した 7,299 事業所のうち、労働組合のある事業所（全体の 12.6%）の 93.8%は、組合が 1 つでした。2 つ以上と回答したのは 6.1%です。また、過半数組合があるのは 65.5%となっています。

◆「過半数代表」の選出状況

調査によると、過去 3 年間に「過半数代表者を選出したことがある」事業所は 43.1%、「過半数代表者を選出したことがない」事業所は 36.0%、「不明（選出したことがあるか分からない）」が 10.1%であったとすることで、中には問題があるケースもありそうです。

「過半数代表（事業場における過半数労働組合または過半数代表者）」が「いる」のは全体の 51.4%、「いない」が 36.0%。事業所規模別にみると、「過半数代表」がいる割合は、「9 人以下」35.7%、「10～29 人」69.5%、「30～99 人」85.5%、「100～299 人」92.7%、「300～999 人」94.3%などと、やはり規模が小さいと割合が低くなっています。

◆選出方法にも問題が…

過半数代表者を選出したことがある事業所における選出方法についての回答は、「投票や挙手」が30.9%となる一方、「信任」22.0%、「話し合い」17.9%、「親睦会の代表者等、特定の者が自動的になる」6.2%、「使用者（事業主や会社）が指名」21.4%などとなっております。問題のある事業所があるようです。過半数代表者は、労使協定の締結等を行う者を選出することなど、その目的を明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者である必要があります。

また、過半数代表者の職位について、「課長クラス」、「部長クラス」、「工場長、支店長クラス」、「非正社員」といった回答があり、こちらも問題があるようです。過半数代表者は、監督または管理の地位にある者でない必要があるからです。

適正な過半数代表者を選出していないことが労働基準監督署の調査などで判明すると、締結した労使協定等自体が無効なものとしてしまい、是正勧告や訴訟に大きな影響があります。今後、労働基準監督署によるチェックがさらに厳しくなることは確実と思われるので、再確認しておく必要があるでしょう。

【（独）労働政策研究・研修機構「過半数労働組合および過半数代表者に関する調査」】

<https://www.jil.go.jp/institute/research/2018/186.html>

2月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

1日

- 贈与税の申告受付開始<3月15日まで>
[税務署]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

18日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで>
[税務署]
※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出
[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第4期>
[郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

編集後記

インフルエンザが大流行しています。皆さんは大丈夫でしょうか？手洗い励行・マスク着用はもちろんのこと、免疫力を下げないことが最大の予防だそうです。

症状が重いのもつらいですが、仮に症状が軽くても周囲に感染させないためには休まねばならないので、仕事への影響は大きくなります。今一度インフルエンザ対策の見直しをお願いします。

今月も最後までお読みくださり、有り難うございました。(R.0)